

【提案団体からの見解】

不動産の鑑定評価に関する法律第 12 条の 2 において、受験の申込みは都道府県知事を経由して行うことが明記されているが、現在でも電子申請システムによる受験申込みは都道府県を経由せず、直接国で受け付けされている。

また、試験に関する問い合わせ先についても、試験案内に国土交通省の担当部署が既に設定されているため、都道府県が受験申込の受付を行わなくても、受験機会の公平性は十分に確保されていると考える。

さらに、本県では平成 27 年度受験申込み 182 件中、約 8 割の 149 件が郵送・窓口持参による申込みであったが、その多くが郵送によるものであり、都道府県が受験申込の受付を行わなくても、受験申込書の郵送先を都道府県から国に変更するだけで住民（受験者）の利便性が低下することはない。逆に、郵送により県に提出された申込書に疑義があった場合、受験者への修正指導など受付までに時間を要することがある。

窓口申込みについても利用者は一部であり、むしろ、窓口持参を認める現状では、居住地や勤務先が県庁から遠い受験者にとっては利用しづらく、受験申込書の記入方法を対面で質問する機会の有無という点では公平とは言えない。

記入方法について質問する場合は、国が電話で受け付けることに統一することで、間違いのない迅速な対応が可能になると考えられる。

そのほかにも、同じ国土交通省の資格試験でマンション管理士や管理業務主任者の試験受付は受験者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされており、指定検査機関への郵送に統一されており、都道府県庁舎への持参は行われていないことを考えると、不動産鑑定士試験において、都道府県経由の義務付けを廃止しても、必ずしも住民（受験者）の利便性低下にはつながらず、また事務処理の遅延等が発生するとは限らないと思われる。

なお、全国からの受験申込書の持参受付を東京で行うことは、本提案では想定していない。